

企画調査会及び作業部会の検討事項等について

【検討事項】

- 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 42 号) の円滑かつ確実な実施を期するため、大綱や地域計画等の記載事項や策定に当たっての留意事項等を示す国の指針に関して、専門的見地からの検討を行う。

- 指針に盛り込まれる主な事項は以下のとおり。
 - (1) 都道府県が策定する文化財保存活用大綱の記載事項や策定に当たっての留意事項等
 - (2) 市町村が作成する文化財保存活用地域計画の具体的な記載事項や作成に当たっての留意事項等
 - (3) 市町村が指定する文化財保存活用支援団体の指定に当たっての留意事項等
 - (4) 所有者等が作成する重要文化財保存活用計画等の具体的な記載事項や作成に当たっての留意事項等
 - (5) その他

【検討体制】

- 上記(1)～(3)については、地方公共団体の文化財担当者をはじめとする文化財保護行政関係者による専門的・実務的見地からの検討を行うため、企画調査会の下に大綱・地域計画の策定等に係る指針に関する作業部会を設置して検討を行い、企画調査会に報告する。

- 上記(4)については、文化財ごとの種類・性質に応じた専門的・技術的見地からの検討を行うため、文化財分科会の下に設置される各専門調査会委員と連携しつつ事務局において案を作成し、企画調査会に報告する。